

滋賀・体験の日

「滋賀・体験の日」とは

「滋賀・体験の日」とは、子どもが保護者等とともに「大阪・関西万博」または「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の会場に行き見学・観戦することを企画し、実行することができる日です。

「滋賀・体験の日」は、自主的な校外学習として平日に取得する場合は出席停止・忌引き等と同じ扱いとし、欠席とはなりません。

「滋賀・体験の日」は、1日単位で年間最大3日まで取得することができます。

「滋賀・体験の日」届け出の流れ

1 計画を立てる

- ・「参加申請書」を活用し、保護者等と子どもが一緒に計画を立てる。

2 届け出る

- ・学校から示された方法で、学校に「参加申請書」を届ける。

3 滋賀・体験の日

- ・子どもと保護者等と一緒に、「大阪・関西万博」「国スポ」「障 スポ」に参加（見学・観戦）する。

4 振り返る

- ・楽しかったことや学んだことについて家庭で話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

ご留意いただきたいこと

- 年に3日まで取得することができます。（同じ行事に複数回参加（見学・観戦）することもできます。）
- 保護者等と一緒に参加（見学・観戦）する必要があります。
- 「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、保護者等の責任のもとでお願いします。
- 事前（原則1週間前まで）に学校へ届ける必要があります。
- 申請内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとなります。
- 「滋賀・体験の日」を取得することで、受けられない授業内容の補習はありません。
- 「滋賀・体験の日」を取得した日の給食費の返金はありません。
- 学校によっては、行事などの教育活動のため、「滋賀・体験の日」を取得することができない日を設けていますので、各学校のルールをご確認ください。

Q&A

Q. 滋賀県は、どうして「滋賀・体験の日」を作ったのですか。

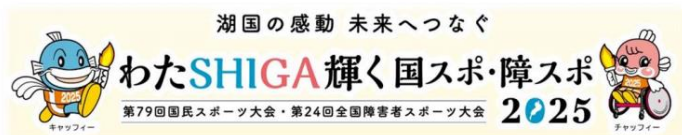
A. 令和7年度には、「大阪・関西万博」および「わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ」が開催されます。「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また本県で開催される「わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることが期待されます。いずれの催しも、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加（見学・観戦）しやすくなるように作られました。

Q. 「滋賀・体験の日」を2日間連続で取ることは可能ですか。

A. 「滋賀・体験の日」は、連続して取ることは可能です。

Q. 「滋賀・体験の日」を半日単位や1時間単位で取ることは可能ですか。

A. 「滋賀・体験の日」は1日単位での取得となりますので、半日単位や1時間単位で取ることはできません。



<お問い合わせ先/情報>

■ 制度全般に関すること
滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課 077-528-4643

■ 届け出等に関すること
各学校にお問い合わせください。